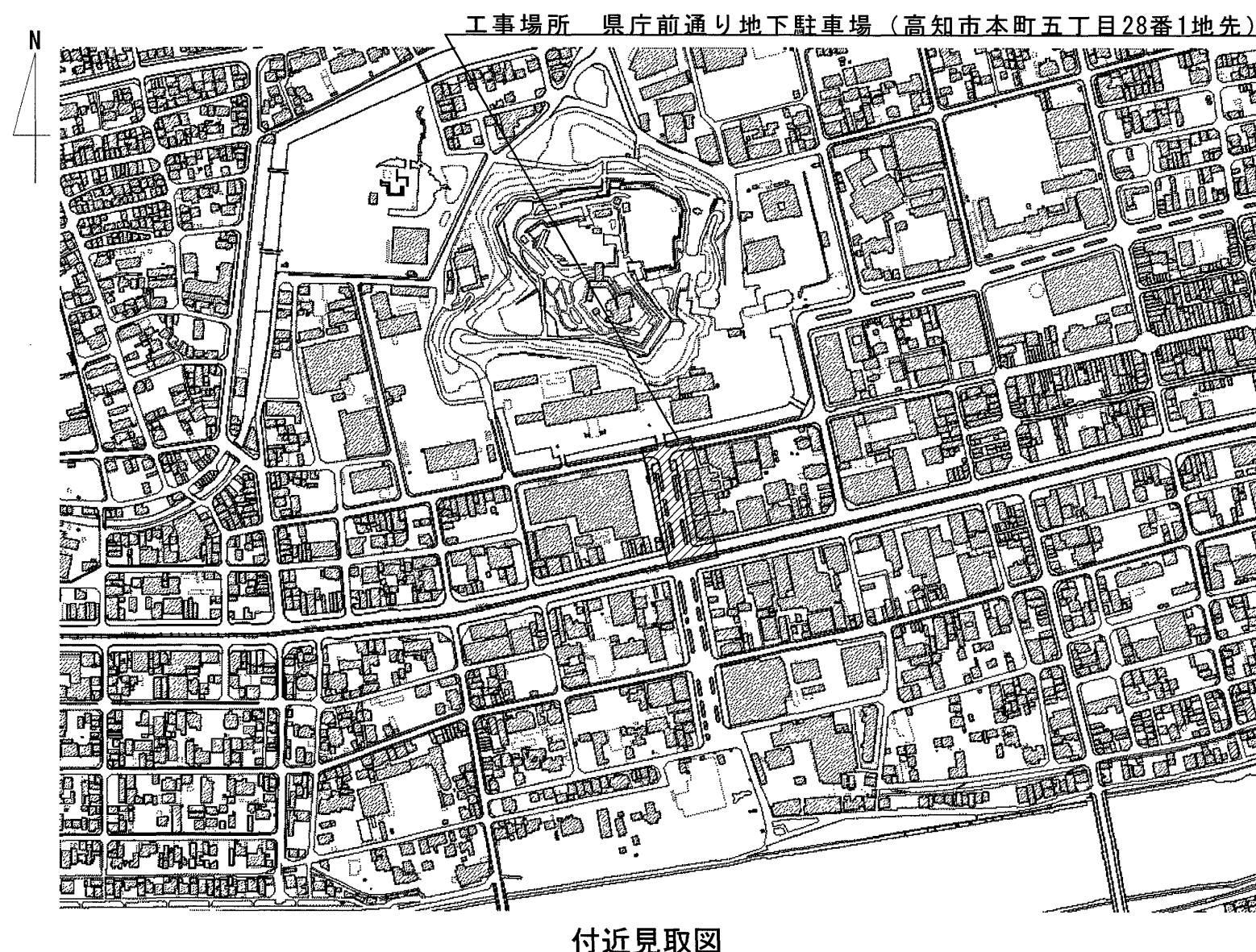


# 高知市県庁前通り地下駐車場自家発電設備改修工事



## 図面目次

No	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書（1）	NO SCALE
E-02	特記仕様書（2）	NO SCALE
E-03	配置図・工事概要・地下1階平面図	1/300, 1/200

高知市県庁前通り地下駐車場自家発電設備改修工事 特記仕様書							項目	特記事項			項目	特記事項		
I 工事概要	高知市本町五丁目28番1号地先													
1. 工事場所	高知市本町五丁目28番1号地先													
2. 建物概要														
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考								
高知市県庁前通り地下駐車場	RC	地下1階	3,964.21m <sup>2</sup>	駐車場										
3. 工事種目	屋内													
自家発電設備	一式													
撤去工事	一式													
発生材処理	一式													
4. 関連工事等														
・建築工事	・電気設備工事	・衛生設備工事	・空調設備工事	・植栽工事	・外構工事	・解体工事								
5. 概成工期														
・完成期限の( )日前	(令和年月日)													
6. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)														
II 設備工事仕様														
1. 特記仕様														
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。														
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。														
3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。														
4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。														
5) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。														
2. 適用基準等														
画面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房常務監修の以下による。														
※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版	※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版													
※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版	※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版													
※ 公共建築設備工事標準規格(機械設備工事編)令和4年版	※ 公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)令和4年版													
※ 建築物解体工事共通仕様書令和4年版														
給水外線工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。														
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について														
・対象 (発注者指定型・受注者希望型)														
本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする														
「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka.html)														
④ 対象外(理由: 現場施工日数が休工日を含め30日未満であるため)														
項目	特記事項													
一般共通事項														
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3]													
2. 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]													
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]													
4. 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]													
5. 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]													
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。(1.2.3) [1.2.3]													
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次回の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4] また、半月ごとに出来高を月初計画と共に記入し、月末には実施工業者に添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。													
⑧ 工事写真	工事写真是L版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、国土交通大臣官房常務監修「営繕工事写真撮影撮影要領(令和5年版)・同解説工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」による。													
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。													
⑩ 電気保安技術者	適用する(1.3.2) [1.3.2]													
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間※(1.3.3), [1.3.3] (1) (7) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所※ 仮囲い 図示													
⑫ 施工の保険	① 資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで併用する。 ② 改修工事の日程は施設所管課と協議の上決定すること。 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。													
13. 契約保証	※ 金銭的保証方式 ・ 有 ○無													
14. 前払金支出し割合区分補正	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を從事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。													
15. 交通誘導警備員														
項目	特記事項													
配置人員の資格	・ 1名以上(1班)は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。			※ 交通誘導に際し、1名以上(1班)は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。			23 特別な材料の工法			公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。				
1. 交通誘導警備員	検定合格者(交通誘導警備員A)			24 技能士の適用			本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。			a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空気調和機器施工				
2. 建築物改修工事	(交通誘導警備員B)			25 完成時の提出物			(1.5.2) [1.6.2]			公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。				
3. 建築物改修工事	1. 2級交通誘導警備員			a) 黒表紙金文字表記(A4版)			1部 ※ 要 不要			(完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。)				
4. 建築物改修工事	2. 2級交通誘導警備員			b) 完成図2ツ折り表記(A3版)			1部 ※ 要 不要			(完成図2枚につき1枚)※要				
5. 建築物改修工事	3. 2級交通誘導警備員			c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル)			1部 ※ 要 不要			d) PDFデータ(全画面を1ファイル)				
6. 建築物改修工事	4. 2級交通誘導警備員			e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ)			1部 ※ 要 不要			f) 工具類(鉄蓋フック・鋲水弁ハンドル・掃除口ハンドル)				
7. 建築物改修工事	5. 2級交通誘導警備員			26 建築物等の利用に関する説明書			26 建築物等の利用に関する説明書			作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開				

項目	特記事項	項目	特記事項	機器取付高				
電気設備仕様		20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。	接地端子箱 雷保護接地端子箱 接地極埋設標 室内端子盤（廊下、室内） 中間端子盤（E P S、電気室） 親時計 子時計、スピーカ アッテネータ インターホン 外部受付用インターホン子機 呼出ボタン（パリアフリートイレ） 復帰ボタン（パリアフリートイレ） 廊下表示灯（パリアフリートイレ） テレビ機器収容箱 火報受信機（複合盤） 副受信機 火報総合盤 ガス漏れ検知器（L Pガス） ガス漏れ検知器（都市ガス）	地上、床上～中心 床上～下端 地上～中心 床上～下端 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～中心 床上～操作部 床上～中心 床上～中心 床上～中心 天井面～中心	500 800 600 300 1,500 1,500 (上端1,900以下) 1,300 1,300 1,300 ※1 ※1 1,800 2,000 1,800 800～1,500 1,500 800～1,500 300 （天井面）-200		
① 機材	メーカーリストによる。	21 一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 ( 100%点灯時 ( ※夜間 * 昼間 ) ) * 星光率 ( 調光制御点灯時 ( ※夜間 * 昼間 ) )	備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。	メー カー リ ス ト			
2 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※ 本工事 * 別途工事 補強 * 本工事 ※ 別途工事  自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーヒンジ * 本工事 ※ 別途工事  天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 * 本工事 ※ 別途工事 (墨出しは本工事) ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く  天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 * 本工事 ※ 別途工事 (墨出しは本工事)  軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 * 別途工事  埋込型分電盤、端子盤等の仮枠 ※ 本工事 * 別途工事 補強 * 本工事 ※ 別途工事  照明器具、幹線等の用ボルト用インサート ※ 本工事 * 別途工事  屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防水堤、ピット(ふたを含む) * 本工事 ※ 別途工事  屋外の受変電設備基礎 ※ 本工事 * 別途工事  動力機器(電動機など)への接続 ※ 本工事 * 別途工事  電話保安器用接地 ※ 本工事 * 別途工事	22 受変電設備	・電力ヒューズ(現用の定格値)を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※SOG制御装置のみ箱は原則としてステンレス製とする。 ※変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。					
3 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(F P)及び耐熱ケーブル(H P)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。	23 テレビ共同受信設備	分歧器、分配器、直列ユニットはC S・B S・U H F共用形(デジタル放送対応品)とする。 電界強度の測定 * 要 * 不要 (a)受信レベル (b)ピット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質	機材名 電線管類・同付属品 電線類 耐火・耐熱ケーブル 配線器具類 非常用照明器具 誘導灯器具 照明器具 高圧交流遮断器 記録用遮断器 漏電遮断器 高压限流ヒューズ 高压負荷開閉器 電磁開閉器類 高压遮相コンデンサ 低圧遮相コンデンサ 高压用変圧器 自家発電装置 蓄電池設備 整流装置 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 容量200kVA以下蓄電池を除く 一般放送装置(消防用以外) 電気時計 シチズントリックセイコータイムクリエーションパナソニック 自動開閉装置 非常放送装置 非常警報装置(非常ベル) 火災報知装置 テレビ共聴機器 避雷針 インカーボン・ナースコール 電話交換装置 ホーム分電盤 盤類 舞台照明装置 音響・映像装置 中央監視制御装置 昇降機設備 太陽光発電システム	メーカー名 JISによる 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの JISによる 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機 明電舎 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工場(※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの) JISG8201-2-1による JISG8201-2-2による エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 JISG8201, JEM1038による 指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業(※モールドコンデンサに限る) JISによる 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業(※モールド変圧器に限る) 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 防災電源は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ TOA JVCKENWOOD パナソニック シチズントリックセイコータイムクリエーションパナソニック 自動開閉装置 運動機器・装置等の自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置(非常ベル) 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの DXアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSEンジニアリング 大坂君雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 イトウテック 共栄電機工業 光電設 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 パナソニック TOA ソニー ヤマハ バイオニア JVCKENWOOD 三菱電機 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 日立製作所 東芝エレベータ 日本オーチス・エレベータ フジテック 日本エレベータ 三菱電機 パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎			
4 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき * プライマ処理後指定色塗装(2回塗り) ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は単層管(タイプ-25)とする。	24 構内埋設線路	備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。					
5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。	25 ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。					
6 フラッシュプレート材質	* 樹脂製 * 新金属 * ステンレス	26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性的分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。					
7 カバーブレート	用途別表示としてシール等を貼付する。	27 特定天井への対応	備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。					
8 接地極	※下記による。なお接地棒EBの長さは1,500mmとする。	28 風圧力	太陽光発電(太陽電池アレイ)用基礎の強度計算に用いる用途係数 備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。					
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 * 黄銅板製 * ステンレス製 上記以外の接地極及び地中線の表示 800×300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。		天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。					
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1.4.3]		本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の数値とする。(ボール型照明についてはJIL1003を適用する。) 風速(Vo) : * 38/m/sec ( * コンクリート柱 * テレビアンテナ * 避雷針 * 太陽光電池アレイ * ) * 60/m/sec ( * ポール型照明 * )					
11 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。		地表面粗さ区分： * III					
12 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。 ただし、監督職員の指示により変更することがある。		機器取付高	※ メーカーリスト以外の機材でも監督職員が同等品以上と認めた場合、若しくは評価名簿に記載されたものについてはこれによらない。				
13 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。(柱金具は除く)		壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。	打合せ事項				
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。		名称	官公庁等名	打合せ日時	令和 年 月 日		
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。		測点	打合せ事項				
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。		取付高 (mm)	官公庁等名	打合せ日時	令和 年 月 日		
17 配線器具	タンブラスイッチは大角型連用形(ネーム入)とする。 壁付コンセントは原則として大角型連用形とし、連用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、ブレードに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。			打合せ事項				
18 照明器具等の接地	接地線は原則としてIE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。			官公庁等名	打合せ日時	令和 年 月 日		
19 照明器具用位置ボックス	ケーブル記載の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル記載が照明器具が送り端子付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。			打合せ事項				
			工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			高知市都市建設部 公共建築課	高知市県前通り地下駐車場自家発電設備改修工事	(印)	(印)	(印)	(印)
			図面名	特記仕様書(2)	更新日	2024.04.01	作図	年 月 日

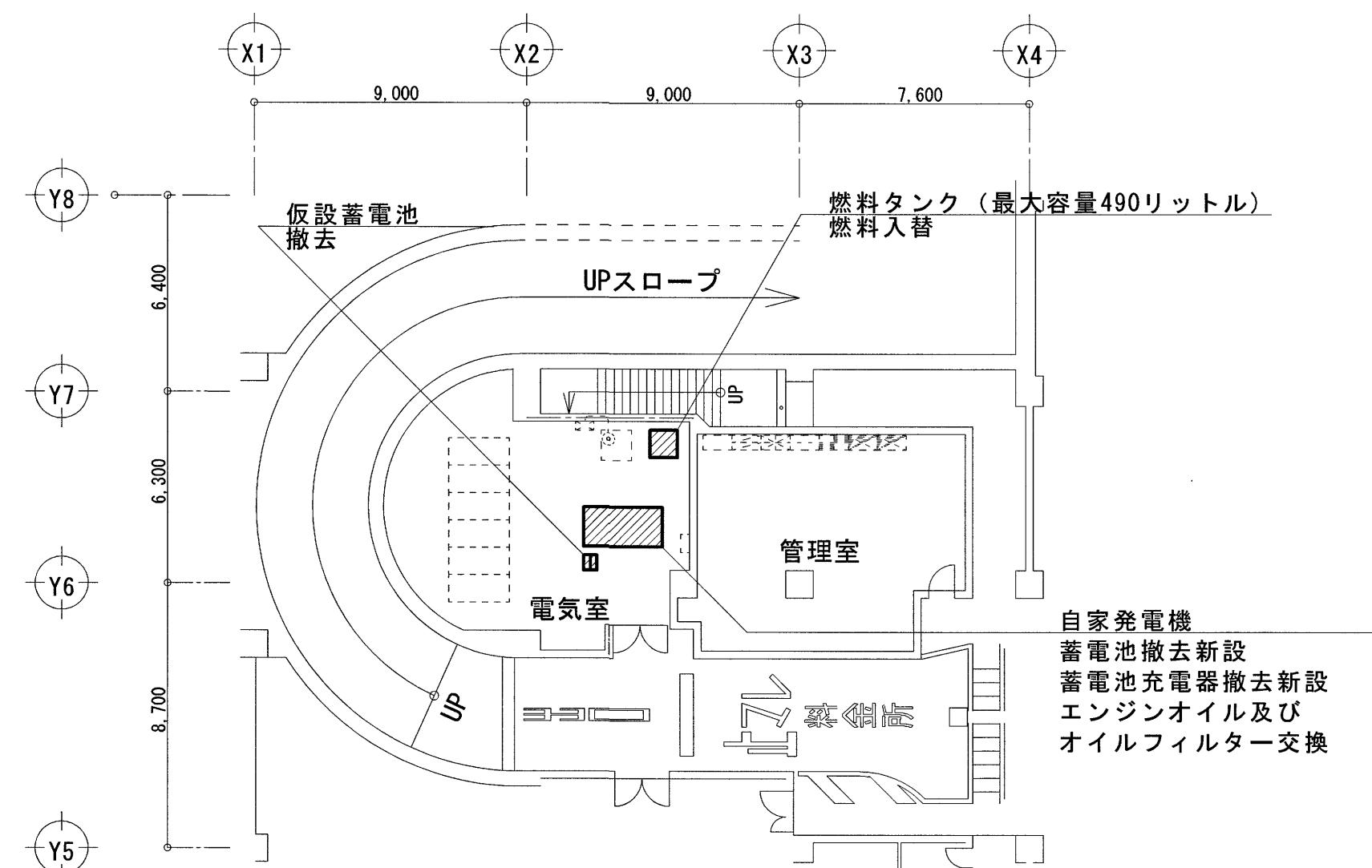
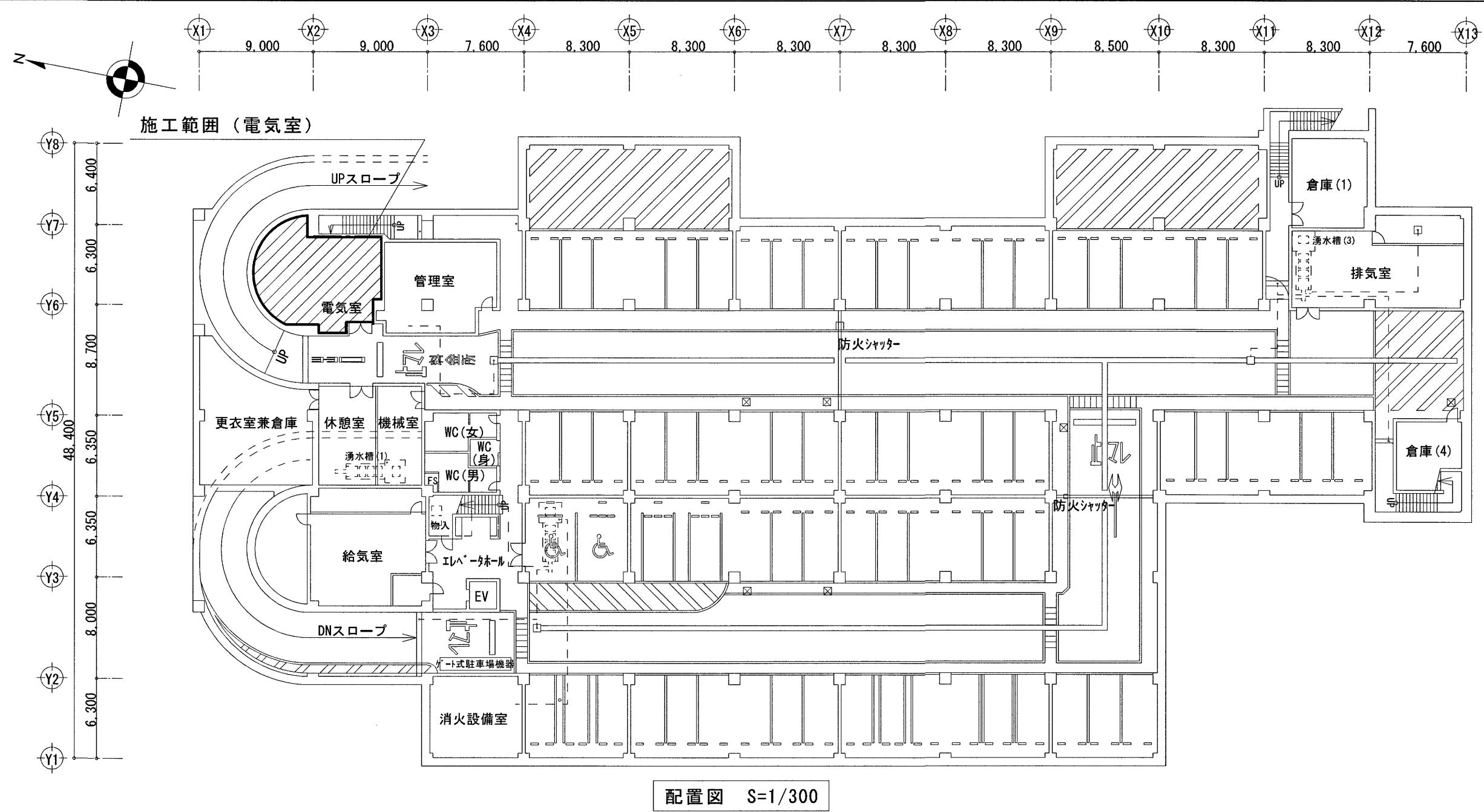
## 工事概要

高知市県庁前通り地下駐車場に設置している自家発電設備は、始動用蓄電池及び蓄電池用充電装置が故障したため、応急復旧している。また、エンジンオイル及び燃料が劣化している。  
本工事は、以下の改修を行い、自家発電設備の機能回復を図るものである。

- ・自家発電機内蓄電池の撤去新設
- ・自家発電機内蓄電池充電器の撤去新設
- ・仮設蓄電池撤去
- ・自家発電機用燃料の入替
- ・自家発電機内エンジンオイル及びオイルフィルターの交換
- ・撤去蓄電池、充電器、燃料及びエンジンオイル等の処分

## 施工条件

- ・実質工期1.5か月程度
- ・地下駐車場高さ制限 2.0m 営業時間 8:00~22:00
- ・仮設蓄電池に接続している仮設充電器及びケーブルは処分せず、電気室内に保管すること。
- ・工事着手前に「工事中の消防計画書」を作成し、所管消防署に届出を行うこと。
- ・また、自家発電機の機能停止中は場内に仮設消火器（ABC消火器10型5台程度）を設置すること。
- ・蓄電池の処分は、広域認定制度（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の三）により適正に行うこと。



電気室平面図 S=1/200

### 自家発電機仕様

型番 QSDE-125C (日立製作所製)  
既設蓄電池 HS-200E × 12個 (日立化成製)  
燃料 軽油  
エンジンオイル CF級 15W40 30リットル

### 既設自家発電機内蓄電池充電器仕様

型番 L24H300C-N (林製作所製)  
型式認定番号 90H533  
入力電圧 1φ 100/200V  
出力 均等充電：27.6V 7A  
浮動充電：26.2V 7A

### 仮設蓄電池仕様

形式 自動車用鉛蓄電池 155G51 × 2個 (GSユアサ製)

### 燃料入替仕様

燃料タンク内の軽油約380リットルを処分し、  
軽油400リットルを給油すること。